

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	事務事業名 コミュニケーション支援事業
-------------------	----------------------------

区分	番号	名 称						
章	1	やさしさと共生するまち						
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる						
施策	3	障がい者福祉の確立						
小分類	2	障がい者（児）の自立促進						
主要な施策	1	生活支援の充実						
事務事業番号	017	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="background-color: #f4cccc;">事務事業コード</td> <td>13321017</td> <td style="background-color: #f4cccc;">事業開始年度</td> <td>平成 1 8 年度</td> <td style="background-color: #f4cccc;">事業終了年度</td> <td>平成 - 年度</td> </tr> </table>	事務事業コード	13321017	事業開始年度	平成 1 8 年度	事業終了年度	平成 - 年度
事務事業コード	13321017	事業開始年度	平成 1 8 年度	事業終了年度	平成 - 年度			

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	コミュニケーション支援事業費
------	------	------------	----------------

部 名	保健福祉部	グループ名	障害福祉 G
-----	-------	-------	--------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #ffffcc; margin: 0;">（事務事業の実施目的を具体的に記載してください）</p> 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がい者で意思疎通に支障がある人の地域生活を支援する。
手段（事業の内容・活動）	<p style="background-color: #ffffcc; margin: 0;">（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください）</p> 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がい者で意思疎通に支障がある人の仲介をするために、手話通訳を行う者の派遣などを行う。 障害者自立支援法において、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられている。
成果	<p style="background-color: #ffffcc; margin: 0;">（事務事業の実施成果を具体的に記載してください）</p> 意思疎通の仲介により、障がい者等の地域生活を支援した。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffffcc; margin: 0;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください）</p> 障害者自立支援法、同法施行令、登別市コミュニケーション支援事業実施要綱

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	実利用人員	人	目標値	5	6	6	6	6
			実績値	3	/	/	/	/
	延利用回数	回	目標値	40	48	48	48	48
			実績値	11	/	/	/	/

事業費の推移

区 分			単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円	50	165	84	84	84	252
	道支出金	名称	千円	25	82	42	42	42	126
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	26	84	43	43	43	129
合 計				101	331	169	169	169	507
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	80	82			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		80	82			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である	妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？
	→	妥当ではない	
障害者自立支援法において、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられているため。			
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている	成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？
	→	どちらかといえばあがっている	
	→	成果があがらない	
障害者の各種手続き・病院等における通訳に成果が見られる。			
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる	どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？
	→	少し向上させることができる	
	→	向上させることはできない	
コミュニケーション支援事業を必要とする対象者に周知をすることで地域生活の支援をより多くの人に提供できる。			
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる	どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？
	→	削減できない	
個別支援となることから、成果を落とさずにコストを削減することはむずかしい。			

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	障害者自立支援法において、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられており、障がい者等の地域生活を支援する必要がある。
-----------	----------------------	--

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）